

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程

制定 平成28年4月1日 28エネ財水第11号

改正 平成29年4月3日 29エネ財水第11号

（目的）

第1条 この規程は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱（20160322財資第22号。以下「要綱」という。）第22条第1項の規定に基づき、一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）（以下「補助金」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 財団が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象及び補助率）

第3条 財団は、民間事業者等及び地方公共団体が策定した水力発電事業性評価事業の実施計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で次のとおり補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（1）民間事業者等及び地方公共団体が行う水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費の一部を交付する。

（2）地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るものを交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 財団は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に様式第2による実施計画書及びその他財団が指示する書類を添付して、財団が指示する期日までに提出させるものとする。

2 財団は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、財団は、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 財団は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 財団は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 財団は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 財団は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。

(3) 補助事業者は、第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出るべきこと。

(6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、財団が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。

(8) 補助事業者は、財団が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(9) 補助事業者は、財団が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (10) 補助事業者は、財団又は経済産業省が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (15) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第5による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 財団が第13条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（3）財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況等について財団が要求したときは、速やかに様式第7による状況報告書を財団に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が財団の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9による年度末実績報告書を財団に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出ができない場合には、財団は期限について猶予することができる。

(補助事業の継承)

第12条 財団は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更

される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 財団は、第11条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者には通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 財団は、補助事業者には交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 財団は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者には通知するものとする。

（1）返還すべき補助金の額

（2）加算金及び延滞金に関する事項

（3）納期日

5 財団は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第11による返還報告書を提出させるものとする。

6 財団は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第14条 財団は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第13条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 財団は、第8条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する制約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 財団は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 財団は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 財団は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第17条 財団は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に委託し、実施させた場合におけ

る対応経費を含む）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して財団に提出しなければならない。
- 3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部若しくは一部を財団に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

- 第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第16による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

（情報管理及び秘密保持）

- 第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第22条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助事業の経理等）

- 第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金調書）

- 第24条 補助事業者は、財団が特に必要と認めて指示したときは、当該補助事業に係る歳入歳出の

予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 17 による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別 記)

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）

実施計画書の要件

1. 水力発電事業性評価事業（第3条第1項第1号の補助事業）
 - （1）調査対象及び調査方法が具体的に計画されていること。

2. 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業（第3条第1項第2号の補助事業）
 - （1）調査対象及び調査方法が具体的に計画されていること。
 - （2）発電を行う者の公募方法が具体的に計画されていること。

(別 表)

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）

1. 水力発電事業性評価事業

補助対象経費		
区 分	内 容	補助率
人件費	水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費	1／2以内
事業費	水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等のために直接要する経費 (外注費、リース料等)	

2. 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

補助対象経費		
区 分	内 容	補助率
事業費	地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（外注費、リース料等）及び当該地点で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るもの	定額

様式第 1

番 号
平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 4 条第 1 項の
規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的
3. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 - (2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 水力発電事業性評価事業の内容
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の実施計画
 - (3) 補助金交付申請額
 - ① 補助事業に要する経費
 - ② 補助対象経費
 - ③ 補助金交付申請額
 - (4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙 1）
 - (5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙 2）

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙 1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費				
	第 1・四半期	第 2・四半期	第 3・四半期	第 4・四半期	計
合計					

様式第 2

実施計画書

1. 補助事業の名称
 2. 事業実施者（名称及び代表者の氏名及び住所・担当者連絡先）
 3. 水力発電事業性評価事業（注）
 - （1）補助事業の内容
 - （2）事業の実施場所
 - （3）発電計画の概要
 - （4）実施計画
 - ①事業実施内容
 - ②事業実施予定スケジュール（別紙 3）
 - （5）事業費
 - ①事業経費の配分（別紙 4）
 - ②資金調達の予定（別紙 5）
 - （6）事業の実施体制（別紙 6）
 - （7）事業実施に関連する事項
 - ①他の補助金との関係
 - ②実施上問題となる事項
 - ③その他特筆すべき事項
- （注）地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業の場合は、水力発電有望地点の調査・設計等と発電を行う者の公募に関する計画をあわせて記載すること。

(別紙 3)

事業実施予定スケジュール

<平成 年度>

項 目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注 1) 平成 年度のスケジュールを記載すること。

(注 2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注 3) 補助対象外で事業に関係する工事がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

(別紙4)

事業経費の配分（事業費）

(単位：円)

区 分	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備 考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
人 件 費 (小 計)								
事 業 費 (小 計)								
合 計								
消 費 税								
総 計								

(別紙5)

資金の調達予定＜全体＞又は＜年度＞（単位：千円）

総事業費 (区分費 別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
		県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業名
2. 事業実施社内体制
3. 請負会社選定方法

番 号
年 月 日

申請者 名 称

代表者等名 殿

一般財団法人新エネルギー財団
会 長

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）については、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり to 交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その区分)

(事業費)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 人件費			
2. 事業費			
3. 消費税			
合 計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程（平成28年4月1日28エネ財水第11号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、交付規程第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出るべきこと。
- (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、財団が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、財団が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲

渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。

- (12) 補助事業者は、交付規程第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、交付規程第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。
ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (15) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

また、履行補助者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第 4

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の事故について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の交付申請は、
下記のとおり取り下げることにしたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性
評価事業）交付規程第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - （1）補助対象経費
 - （2）補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援
事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記の
とおり変更したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規
程第 8 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）

（注） 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援
事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費			補助対象経費			補 助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 7

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の状況について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の区分収支状況 （別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

補 助 対 象 経 費 の 区 分 収 支 状 況

(単位：円)

区 分	補 助 対 象 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 区 分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経 費	補助金の額	補助対象 経 費	補助金の額	補助対象 経 費	補助金の額
合 計						

(単位：円)

区 分	決 算 額						
	収 入	支 出				差 引	備 考
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補 助 対 象 経 費	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 1 1 条第 3 項の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
 2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日
 3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内 訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
 4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）
- （注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援
事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算 額 区 分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象 経 費	補助金 の 額
	補助対象 経 費	補助金 の 額	補助対象 経 費	補助金 の 額	補助対象 経 費	補助金 の 額		
合 計								

(単位：円)

区 分	決 算 額						
	収 入	支 出				差 引	備 考
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経 費	補助率	補助金の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を継承し、当該補助事業を継承して実施したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の継承理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 1 3 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称

2. 精算（概算）払請求金額 金 円

3. 請求金額の内訳（別紙）

4. 概算払を必要とする理由（概算払の場合に限る）

5. 振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

請 求 金 額 の 内 訳

(単位：円)

区 分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今 回 請求額
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 13 条第 1 項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. － 3. ）

- （注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第16条第6項の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - （1）返還金
 - （2）加算金
 - （3）延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - （1）返還金
 - （2）加算金
 - （3）延滞金

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援
事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）
[平成 年度]

(単位：円)

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年月日	耐 用 年 数	保管 場所	補助率	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 0 条第 1 項に定める
処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア)
(イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)
無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記
載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）
財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程第 20 条第 3 項の規定に基
づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 処分しようとする財産及びその理由（注 1）

財産の名称	財 産 名 (仕 様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- 3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）（注 2）
- 4. 処分の条件（注 2）

（注 1） 処分の方法として転用、譲渡、交換、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載する。自
己使用の場合は用途を記載する。
（注 2） 譲渡、交換、担保に供する処分の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について
記載する。自己使用の場合は不用。
（注 3） 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
（注 4） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援
事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

団体名

(単位：円)

国			地方公共団体										備 考
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額	

(記載事項)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定としている場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
2. 補助事業者の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1.ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内訳として記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。
- ※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。